



岡谷市

岡谷市とV C長野トライデントとの相互連携協定書

岡谷市及びV C長野トライデントは、以下のとおり支援及び協力に関する相互連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、岡谷市及びV C長野トライデントが、相互の連携により、スポーツ振興を図り、もって笑顔と元気あふれるまちづくりを推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 岡谷市は、次の事項についてV C長野トライデントへ支援し、協力する。

- （1）V C長野トライデントを応援する機運の醸成
- （2）V C長野トライデントのホームゲーム等開催にかかる会場使用の配慮
- （3）V C長野トライデント練習会場等の確保

2 V C長野トライデントは、次の事項について岡谷市へ支援し、協力する。

- （1）岡谷市のPRに関する積極的な協力
- （2）岡谷市主催イベントへのV C長野トライデント選手及びスタッフの派遣協力
- （3）ホームゲーム等における岡谷市の物産及び観光等の地域活性化への協力
- （4）スポーツ教室開催等による市民の体力向上及び健康増進への協力
- （5）岡谷市におけるバレーボール競技の振興及び競技力向上への協力

（協定の期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに特段の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定内容の変更及び解除）

第4条 岡谷市又はV C長野トライデントのいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

2 本協定を解除しようとするときは、解除しようとする1か月前までに、相手方に対して書面によりその旨を通知しなければならない。



（守秘義務）

第5条 岡谷市及びV C長野トライデントは、本協定に係る事項において、相手方から知り得た情報を本協定の有効期間中又は有効期間終了後にかかわらず、これを第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、岡谷市及びV C長野トライデントが協議し決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、岡谷市及びV C長野トライデントが署名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年10月28日

岡谷市
岡谷市長

V C長野トライデント
株式会社V C長野クリエイトスポーツ
代表取締役社長

早出一真 大矢芳弘